

◀ 学校の活動で負傷した時の治療について ▶

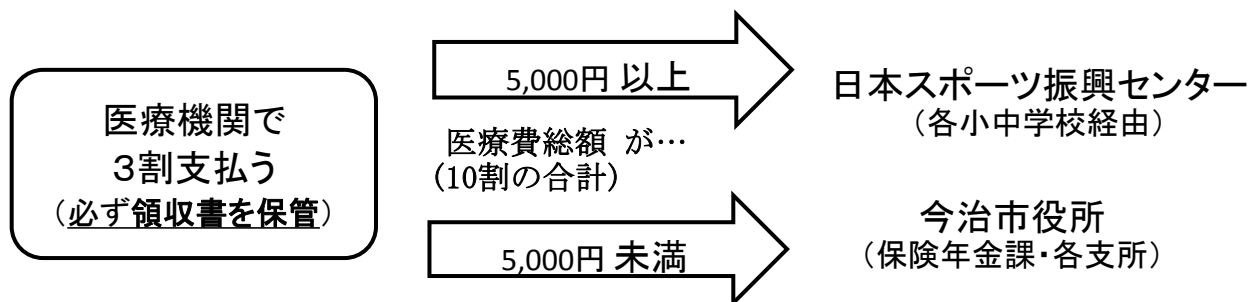
学校の管理下でのけが等は、初診から治癒までの医療費総額（注1）が5,000円以上であれば日本スポーツ振興センターから給付が受けられます。申請方法は、学校へおたずねください。

（注1）医療費総額は、窓口で支払う額の合計ではありません。
窓口で負担しない7割を含めた、10割の合計額です。

（例） 医療費総額が5,000円となる場合	
保護者が窓口で 3割 （1,500円）を支払う	加入している健康保険が 7割（3,500円）を負担する
スポーツ振興センターから後日 4割 （2,000円）が給付される	

子ども・ひとり親・重心 医療費受給者証をお持ちの方へ

学校の管理下でのけが等で医療機関へかかるときは、
子ども・ひとり親・重心 医療費受給者証を使用しないでください。



医療機関では、一旦、医療費の3割を支払います。**領収書は必ず保管**してください。

- ⇒ 医療費総額が5,000円以上になれば、日本スポーツ振興センターへ申請します。
医療費の4割が後日給付されます。
- ⇒ 医療費総額が5,000円未満となれば、市役所または各支所へ申請します。
医療費の3割が後日給付されます。

子ども・ひとり親・重心 医療に関する問合先
今治市役所 保険年金課 医療給付係 (0898-36-1520)
もしくは各支所 住民サービス課